

公益社団法人 熊本県薬剤師会代議員選挙規則

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人熊本県薬剤師会（以下「本会」という。）定款（以下「定款」という）第12条に基づき、代議員選挙に関する事項を定める。

(選挙区)

第2条 代議員選挙は、選挙区ごとに行うものとする。
2 前項の選挙区は、支部を基本とした区域とする。
3 熊本市支部においては、行政区を選挙区とする。

(代議員数)

第3条 各選挙区の代議員数は、代議員選挙のつど定め、各選挙区に属する正会員数を50で除した数とする。端数が生じたときは、少数点以下を切り上げる。
2 前項の代議員数は、代議員選挙告示前の3月31日の正会員数をもって決定する。
3 定款第12条第6項のただし書き以下の定めにより、代議員が代議員会決議の取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員の解任の訴えを提起している場合（法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間代議員たる地位を失わない。
4 前項の代議員は、第1項及び第2項の代議員数に含めないものとする。ただし、当該代議員が代議員として再選されたときは、この限りでない。

第2章 選挙管理委員会

(選挙事務の管理)

第4条 代議員選挙に関する事務は、選挙管理委員会が管理する。

(選挙管理委員会の設置)

第5条 選挙管理委員会は、委員5人以上7人以内をもって構成する。委員の互選により、委員長及び副委員長各1人を置く。
2 選挙管理委員会は、本会事務所内に置く。
3 委員は、正会員のうちから理事会の議決に基づき会長が委嘱する。
4 委員が5人未満に欠けたときは、5人となるよう補欠の委員を第3項に準じて委嘱する。
5 委員の任期は、2年とし、委嘱された年の4月1日をもって始期とする。補欠の委員も同様とする。
6 前項の規定にかかわらず、委員は任期が満了しても後任者が就任するまでは、その職務を行

うものとする。

7 委員は、定款第12条に定める代議員及び定款第25条に定める役員を兼ねることはできない。また、その在任中において定款第12条に定める代議員選挙の立候補者になることはできない。補欠の委員も同様とする。

(選挙管理委員会の業務)

第6条 選挙管理委員会は、次の業務を行う。

- (1) 代議員選挙の告示
- (2) 選挙人名簿の管理
- (3) 立候補者の受付及び資格審査
- (4) 立候補者の公示
- (5) 投票及び開票の管理
- (6) 投票の有効又は無効の判定
- (7) 選挙結果に基づく当選者の決定及び報告
- (8) 選挙録の作成
- (9) その他代議員選挙に必要な事項

第3章 選挙の告示及び選挙人名簿

(選挙の告示)

第7条 選挙管理委員長は、理事会の決議により、正会員に対し、定款第12条第2項に基づく代議員の選挙及び選挙期日を告示する。

2 前項の告示は、代議員選挙の期日（以下「選挙期日」という。）60日前に熊本県薬剤師会館（以下「会館」という。）に掲示する。ただし、緊急を要する場合は、別段の方法によることができる。

(選挙人及び選挙人名簿)

第8条 代議員選挙の選挙人は、正会員とする。ただし、選挙告示日の正会員とする。

2 選挙管理委員会は、前項に基づく選挙人名簿を本会に備え置き、会員の閲覧に供するものとする。

第4章 立候補の届出

(立候補の届出)

第9条 定款第12条第4項に定める代議員選挙の被選挙人（以下「立候補者」という。）は、選挙の告示日までに会費等を完納している正会員とし、選挙期日の30日前までに、別紙に定める所定の立候補届出書に経歴書（以下「立候補届出書類」という。）を添えて、選挙管理委員会に提出する。

2 選挙管理委員会は、立候補の届出を受けたときは、立候補届出書類を審査し、不備がないと

認められた場合は、当該立候補者に対して、立候補の受理を通知し、会館に掲示する。

- 3 選挙管理委員会は、立候補届出の締め切り後、速やかに選挙区別の候補者一覧表を作成する。
- 4 選挙管理委員会は、選挙人に、前項の候補者一覧表及び所定の投票用紙を送付し、選挙区ごとの代議員選挙に関して通知する。

(立候補の辞退)

第 10 条 立候補者は、選挙期日の前日までに、所定の立候補辞退届書 1 部を選挙管理委員会に提出することにより、立候補を辞退することができる。

(立候補者等の責務)

第 11 条 代議員選挙にあたっては、立候補者及び選挙人は本会の社会的使命を自覚し、伝統と名誉を損なうことのないよう、その品位と節度を堅持しなければならない。

第 5 章 選 挙

(選挙の方法)

第 12 条 代議員選挙は、選挙人の無記名投票により行う。

- 2 前項の投票は、選挙管理委員会が送付した所定の投票用紙による郵便投票により行う。
- 3 前項の郵便投票は、選挙人に投票用紙が届いた時から代議員選挙の期日までに行い、代議員選挙期日の消印は有効とし、期日以降の消印は無効とする。

(投票の方法)

第 13 条 選挙人は、その属する選挙区の候補者のうちから、1 名を投票用紙に記載し、選挙管理委員会宛に郵送する。

- 2 選挙管理委員会は、郵送された投票用紙を選挙区ごとに厳重管理し、投票締切日が経過した後に開封する。
- 3 選挙管理委員会は、選挙期日までの投票締切日をもって投票用紙の受付を終了する。
- 4 選挙区ごとの候補者が第 3 条に定める定数を超えない場合は、立候補者は当選とし、定数を上回る場合には、得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任する。ただし、同数の場合は、選挙管理委員長が定める方法による。

(開票立会人)

第 14 条 選挙管理委員長は、予め正会員の中から開票立会人 10 人以内を指名し、開票に立ち会わせることができる。ただし、立候補者は開票立会人になることはできない。

(無効投票)

第 15 条 次の投票を無効とする。

- (1) 正規の投票用紙を用いないもの、又は所定の記載方法によらないもの
- (2) 前号以外の事項は、選挙管理委員会が、開票立会人の意見を聞き、有効・無効を判定す

る。

(開票)

- 第 16 条 開票は、選挙管理委員会の指揮監督の下において、開票立会人が立会って行う。
- 2 選挙管理委員会は、選挙区ごとの投票総数を確認し、有効投票数を確定する。
 - 3 無効投票の判定は、前条に基づき選挙管理委員長が行う。
 - 4 選挙管理委員は、選挙区ごとの開票結果を開票録に記載し、選挙管理委員長に報告する。

(当選者の決定)

- 第 17 条 選挙管理委員長は、開票録に基づき、第 2 条第 2 項に定める選挙区ごとの当選者を決定する。

(選挙結果の告示)

- 第 18 条 選挙管理委員長は、前条の決定に基づき、選挙結果及び当選者を候補者に書面をもって通知する。
- 2 選挙管理委員長は、正会員に対し、前項の選挙結果及び当選者を会館に掲示するとともに、本会ホームページ及び直近に発行する会報（熊薬会報）に掲載し報告する。

(選挙録の作成及び保存)

- 第 19 条 選挙管理委員長は、選挙の経過及び結果を記載した選挙録を作成し、開票録を添えて会長に提出する。会長はこれを 5 年間保存しなければならない。

(代議員の再選挙)

- 第 20 条 代議員選挙において、次の事由によって、特定の選挙区における当選者が第 3 条によって定める代議員数（以下「員数」という。）に満たない場合は、会長は、速やかに選挙管理委員会に対し、当該選挙区において当該事由が生じたことを通知しなければならない。
- (1) 選挙管理委員会において、当該選挙区における選挙が無効と判断されたとき
 - (2) 当該選挙区における立候補者が死亡、退会、除名等によって正会員の資格を喪失したとき
 - (3) 当該選挙区において、員数を満たす立候補の届出がなかったとき
 - (4) その他前各号に類する事由があったとき
- 2 選挙管理委員会は、前項の通知を受けた日の翌日から起算して 40 日以内に、員数に満たない代議員について再選挙を行う。
 - 3 代議員の再選挙の方法は、第 7 条から第 19 条に定める代議員選挙の方法に準ずる。ただし、第 7 条第 2 項の「60 日」を「30 日」に、第 9 条第 1 項の「30 日」を「15 日」と読み替えるものとする。

(代議員の補欠選挙)

- 第 21 条 代議員の選任後に当該選挙区において、次の事由によって、代議員の員数が欠けること

(以下「欠員」という。) となったときは、会長は、速やかに選挙管理委員会に対し、当該選挙区において当該事由が生じたことを通知しなければならない。

- (1) 当該選挙区における代議員が死亡、退会、除名等によって正会員の資格を喪失したとき
- (2) その他前号に類する事由があったとき

- 2 選挙管理委員会は、前項の通知を受けた日の翌日から起算して 40 日以内に、補欠選挙を行う。ただし、欠員を生じさせた代議員の任期が 1 年 9 ヶ月を超えた場合は、補欠選挙は行わないものとする。
- 3 代議員の補欠選挙の選挙方法は、第 7 条から第 19 条に定める代議員選挙の方法に準ずる。ただし、第 7 条第 2 項の「60 日」を「30 日」に、第 9 条第 1 項の「30 日」を「15 日」と読み替えるものとする。
- 4 代議員の欠員が生じたときに備える補欠選挙の選挙方法は、第 7 条から第 19 条に定める代議員選挙の方法に準ずる。

第 6 章 雜 則

(改廃)

第 22 条 この規則の改廃は、理事会の議を経て決定する。

附則

- 1 この規則は、定款の変更の熊本県知事認可があった日(平成 23 年 7 月 6 日)から施行する。
- 2 この規則による最初の選挙管理委員会の委員は、代議員選挙告示日における「社団法人熊本県薬剤師会役員等選挙規則」に基づく選挙管理委員会の委員 5 名とし、任期は平成 24 年 3 月 31 日までとする。

附則

- 1 この規則は、平成 25 年 5 月 23 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附則

- 1 この規則は、平成 27 年 8 月 10 日から施行する。

附則

- 1 この規則は、平成 30 年 5 月 19 日から施行する。

附則

- 1 この規則は、令和 5 年 1 月 5 日から施行する。

附則

- 1 この規則は、令和 5 年 7 月 19 日から施行する。

別紙（代議員選挙立候補届様式）

代議員選挙立候補届出書

氏 名			
住 所 (メールアドレ ス)			
生年月日	(昭 · 平) 年 月 日		
所属選挙区			
勤 務 先	名 称		
	所 在 地		
	電話番号		

上記のとおり添付書類を添えて立候補を届け出ます。

令和 年 月 日

氏名

印

(公社) 熊本県薬剤師会
選挙管理委員会 御中

代議員選挙立候補者経歴書

(趣意書)

As a result, the number of people who have been infected with the virus has increased rapidly, and the disease has spread to many countries around the world. The World Health Organization (WHO) has declared the COVID-19 pandemic a global emergency, and governments and health organizations are working to contain the spread of the virus and provide medical care to those affected.

[注] 立候補者が定数を上回り選挙となる選挙区においては、この経歴書をコピーのうえ、候補者一覧表として正会員宛に配付いたします。

代議員選挙立候補受理通知

様

令和　　年　　月　　日付で、貴殿から届出のありました（公社）熊本県薬剤師会
代議員選挙立候補届を受理しましたので通知します。

令和　　年　　月　　日

公益社団法人 熊本県薬剤師会
選挙管理委員会
委員長

代議員選挙立候補辞退届

氏 名	
所属選挙区	
理 由	

上記のとおり立候補辞退を届け出ます。

令和 年 月 日

氏名

印

熊本県薬剤師会
代議員選挙管理委員会 御中